



産保第2311号

令和2年3月19日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



高圧ガス保安法令の遵守徹底に向けた周知について（依頼）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年3月12日付元高圧第37号により経済産業省産業保安グループ高圧ガス保安室長から別添のとおり要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましても、会員企業等に対し、高圧ガス保安法令の遵守徹底について周知するようお願いいたします。

担当

保安対策室 渡辺

電話 043-223-2736

経済産業省

元 高 圧 第 3 7 号
令和2年3月12日

各都道府県・指定都市高圧ガス保安担当課室長 殿

経済産業省産業保安グループ
高圧ガス保安室長

高圧ガス保安法の違反に関する情報提供について（要請）

今般、以下のとおり、容器再検査期限等を超過した容器に高圧ガスを充填する法令違反が2件発生しました。

- ・近畿エア・ウォーター株式会社において、充填可能期限及び容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計7本に高圧ガスを充填した。
- ・株式会社丸協酸素商会において、容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計66本に高圧ガスを充填した。

これを踏まえて、別紙のとおり、日本産業・医療ガス協会に対して、会員企業への周知を要請したところですのでお知らせいたします。

法令違反又はそのおそれがある事案が生じた場合は、管内の産業保安監督部及び支部（那覇産業保安監督部事務所を含む。）まで速やかに報告するようお願いいたします。



経済産業省

元 高 圧 第 3 6 号
令和2年3月12日

日本産業・医療ガス協会会長 殿

経済産業省産業保安グループ
高圧ガス保安室長

高圧ガス保安法令の遵守徹底に向けた周知について（要請）

高圧ガス保安法令は、高圧ガスによる災害を防止することを目的として、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するものであり、容器再検査期限及び充填可能期限を超過した高圧ガス容器への高圧ガスの充填を禁止しています（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第48条第1項第5号ほか）。

今般、以下のとおり、容器再検査期限等を超過した容器に高圧ガスを充填する法令違反が2件発生しました（各事案について、直ちに容器の破裂や高圧ガスの漏えい等を生じるものではないこと及び該当する容器の回収を完了したことの確認は完了）。

- ・近畿エア・ウォーター株式会社において、充填可能期限及び容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計7本に高圧ガスを充填した。
- ・株式会社丸協酸素商会において、容器再検査期限を超過した医療用酸素高圧ガス容器計66本に高圧ガスを充填した。

容器再検査期限及び充填可能期限は、高圧ガスの安全性及び容器の健全性を確保するために必ず遵守いただく必要があります。

これを踏まえ、貴協会会員企業に対して、法令遵守を前提に、以下の点を周知されるよう、要請します。

- ・容器再検査期限及び充填可能期限を超過した高圧ガス容器への高圧ガスの充填を行わないこと。
- ・法令違反又はそのおそれがある事案が生じた場合は、速やかに事業所を管轄する都道府県及び指定都市の産業保安担当に報告すること。